

第 72 号議案

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正について

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正する規則を次のとおり定める。

令和 4 年 3 月 23 日

滋賀県教育委員会

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則（平成 14 年滋賀県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「いう。）は、」の右に「奨学金および入学資金の貸与を受けようとする場合にあつては」を加え、「奨学資金貸与申請書（別記様式第 1 号）」を「奨学金および入学資金貸与申請書（別記様式第 1 号）」に、電子計算機購入資金の貸与を受けようとする場合にあつては連帯保証人と連署した電子計算機購入資金貸与申請書（別記様式第 2 号の 2）」に改め、同項第 2 号中「、ウまたはエ」を「またはウ」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

第 4 条中「、別に定める奨学資金貸与選考委員会に諮った上」を削る。

第 5 条に次の 1 項を加える。

3 電子計算機購入資金は、前条の規定による貸与の決定の通知後、速やかに貸与する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「条例」を「奨学生（条例第 6 条に規定する奨学生をいう。第 14 条において同じ。）にあつては、条例」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 電子計算機購入資金のみの貸与を受けた者にあつては、条例第 2 条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

第 8 条第 3 項中「した金額」の右に「とし、その金額が 1,000 円未満のときは、1,000 円とする。」を加える。

第 14 条中「（条例第 6 条に規定する奨学生をいう。）」を削る。

別記様式第 1 号中「奨学資金貸与申請書」を「奨学金および入学資金貸与申請

請書」に、「(宛先) 滋賀県教育委員会」を「(宛先) 滋賀県教育委員」に、

「、奨学資金の貸与」を「、奨学金および入学資金の貸与」に、「年度分の奨学資金」を「年度分の奨学金」に改め、「四捨五入した金額」の右に「。ただし、その額が1,000円未満のときは1,000円とします。」を加える。

別記様式第1号の2中「前年の額を記入してください。」の右に「ただし、条例第2条第3号ウに規定する申請しようとする年の世帯の収入の年額の見込額が生活保護法第8条第1項の規定により測定したその世帯の需要の年額の1.7倍以下である世帯であることを理由として申請する場合には、申請しようとする年の額を併記してください。」を加える。

別記様式第2号中「(宛先) 滋賀県教育委員会」を「(宛先) 滋賀県教育委員会」に、

「四捨五入した金額」の右に「。ただし、その額が1,000円未満のときは1,000円とします。」を加え、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2 (第3条関係)

電子計算機購入資金貸与申請書							
						年 月 日	
(宛先) 滋賀県教育委員会 滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号)および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則(平成14年滋賀県教育委員会規則第5号)ならびに誓約事項の規定を守り、電子計算機購入資金の貸与を受けたいので申請します。							
					県教委使用欄	年第 号	
申請者 自筆	ふりがな					電話(自宅)	- -
	申請者氏名	Ⓜ				電話(携帯)	- -
	住 所	〒 -					
	他の奨学金等の貸与または給付の有無	※ 有 ・ 無	有の場合、奨学金等の名称を記入すること。				
保護者 自筆	ふりがな					電話(自宅)	- -
	保護者氏名 (親権者または未成年後見人)	実印				電話(携帯)	- -
	住 所	〒 -				申請者との関係	
連帯保証人 自筆	ふりがな					電話(自宅)	- -
	連帯保証人氏名	実印				電話(携帯)	- -
	住 所	〒 -				申請者との関係	
申請者 自筆	電子計算機購入資金	貸与希望額 円 (上限150,000円 1,000円未満は切り上げる)					
学校 記入	本校に在籍する上記の申請者は、学習意欲があり、かつ、学資の支弁が困難でありますので、滋賀県奨学資金の貸与を受ける者として適当と認めます。 年 月 日 (学校名) (学校長名) Ⓜ						
	電子計算機機種名	※ 学校推奨機種・推奨機種以外			電子計算機金額	円 (1,000円未満は切り上げる)	
	申請者入学等年月	年 月 ※入学・転学・編入学		申請者卒業予定年月	年 月	申請者学年	年

誓約事項	<p>申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学資金については、指定期日までに必ず返還することを誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないときは、貸与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。 3 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。 4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとすることについて、異議はありません。 		
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。 2 連帯保証人は、申請者の保護者等とします。また、保護者（親権者または未成年後見人）と連帯保証人が同一であっても「保護者」の欄と「連帯保証人」の欄の両方に署名、押印してください。 3 保護者および連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。 4 電子計算機購入資金の貸与の額は、在学する高等学校等の推奨する電子計算機の購入等に要する費用に相当する額（上限150,000円）とします。 5 電子計算機購入資金の貸与は、1回に限るものとします。 		
制度概要	<p>制度の概要は以下のとおりです。（滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の改正で、内容が変更されることがあります。）</p> <p>○電子計算機購入資金の貸付額</p> <table border="1" data-bbox="304 1003 1321 1093"> <tr> <td data-bbox="304 1003 571 1093">電子計算機購入資金</td> <td data-bbox="571 1003 1321 1093">電子計算機の購入等に要する費用相当額（ただし、限度額150,000円）</td> </tr> </table> <p>○奨学資金借用証書の提出 高等学校等を卒業するなど条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、借用金額について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証書を提出しない場合は、借用金額を一括して返還するよう請求します。</p> <p>○返還期間 貸与を受けた電子計算機購入資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した日など条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至った日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦は返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。</p> <p>○返還金額の算定 返還金額は、基本返還金額（最終回を除く。）と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2により算出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本返還金額 借用金額を返還回数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは1,000円とします。） 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額（ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を最終回の返還金額とします。） $[\text{借用金額}] - ([\text{基本返還金額}] \times ([\text{返還回数}] - 1))$ <p>○利息 利息は、無利息とします。</p> <p>○返還を遅滞した場合 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求します。</p>	電子計算機購入資金	電子計算機の購入等に要する費用相当額（ただし、限度額150,000円）
電子計算機購入資金	電子計算機の購入等に要する費用相当額（ただし、限度額150,000円）		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第3号中

貸与金額	奨学金	月額	円
	入学資金		円

を

貸与金額	奨学金	月額	円
	入学資金		円
	電子計算機購入資金		円

に

改める。

別記様式第6号中「(宛先) 滋賀県教育委員会」を「(宛先) 滋賀県教育委員会」に、「四捨五入した金額」の右に「。ただし、その額が1,000円未満のときは1,000円とします。」を加える。

付 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県奨学資金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の理由

県立高等学校等において、令和4年度の新入生から導入される1人1台端末環境の整備に伴い、経済的理由によりタブレット端末等の電子計算機の購入が困難な家庭の生徒に対する支援として、電子計算機購入資金の貸与を行う等のため、滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号)の一部を改正したことに伴い、滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正します。

2 改正の概要

- (1) 電子計算機購入資金の貸与申請方法を追加し、新たに様式を設けることとします。(第3条関係・別紙様式第2号の2)
- (2) 奨学資金の貸与の方法に、電子計算機購入資金に関する項を新たに設けることとします。(第5条関係)
- (3) 借用証書の提出に、電子計算機購入資金のみの貸与を受けた者に関する項を新たに設けることとします。(第7条関係)
- (4) 基本返還額の下限を1,000円とします。(第8条関係)
- (5) その他
 - ア この規則は、令和4年4月1日から施行することとします。
 - イ その他必要な文言の修正、規定の整備を行うこととします。
 - ウ 施行の際、現にある改正前の滋賀県奨学資金貸与条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができることとします。

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条および第2条 省略 (貸与の申請)</p> <p>第3条 奨学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、連帯保証人と連署した奨学資金貸与申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、滋賀県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める日までに滋賀県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。ただし、高等学校等(条例第1条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)に在学している者が当該高等学校等に在学する期間の途中から奨学資金の貸与を受けようとする場合にあっては、貸与を受けようとする月の前月の末日までに提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が属する世帯の住民票記載事項証明書(連帯保証人が申請者が属する世帯に属しない場合にあっては、申請者が属する世帯および連帯保証人の住民票記載事項証明書)</p> <p>(2) 申請者が属する世帯が条例第2条第3号ア、イ、<u>ウまたはエ</u>のいずれかに該当することを証明する書類</p>	<p>第1条および第2条 省略 (貸与の申請)</p> <p>第3条 奨学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、<u>奨学金および入学資金の貸与を受けようとする場合にあっては連帯保証人と連署した奨学金および入学資金貸与申請書(別記様式第1号)に、電子計算機購入資金の貸与を受けようとする場合にあっては連帯保証人と連署した電子計算機購入資金貸与申請書(別記様式第2号の2)</u>に次に掲げる書類を添えて、滋賀県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める日までに滋賀県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。ただし、高等学校等(条例第1条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)に在学している者が当該高等学校等に在学する期間の途中から奨学資金の貸与を受けようとする場合にあっては、貸与を受けようとする月の前月の末日までに提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が属する世帯の住民票記載事項証明書(連帯保証人が申請者が属する世帯に属しない場合にあっては、申請者が属する世帯および連帯保証人の住民票記載事項証明書)</p> <p>(2) 申請者が属する世帯が条例第2条第3号ア、イ<u>またはウ</u>のいずれかに該当することを証明する書類。</p>

(3) 世帯状況確認書（別記様式第1号の2）

(4) 親権を行う者または未成年後見人、および連帯保証人の印鑑登録証明書

2 前項の規定にかかわらず、申請者が高等学校等に在学している者であって、前年度に引き続き当該高等学校等に係る奨学金の貸与を受けようとするものである場合にあっては、連帯保証人と連署した奨学金貸与継続申請書（別記様式第2号）に前項各号に掲げる書類を添えて、奨学金の貸与を受けようとする年度の4月末日までに教育委員会に提出しなければならない。

3 連帯保証人は、申請者の保護者等（条例第2条第2号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）でなければならない。

（貸与の決定等）

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、別に定める奨学資金貸与選考委員会に諮った上、奨学資金の貸与をすることを決定したときにおいてはその旨を奨学資金貸与決定通知書（別記様式第3号）により、奨学資金の貸与をしないことを決定したときにおいてはその旨を奨学資金貸与不承認決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（貸与の方法）

第5条 奨学金は、毎年4月または5月に4月分から8月分までを、9月に9月分から12月分までを、1月に1月分から3月分までを貸与す

(3) 世帯状況確認書（別記様式第1号の2）

(4) 親権を行う者または未成年後見人、および連帯保証人の印鑑登録証明書

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者が高等学校等に在学している者であって、前年度に引き続き当該高等学校等に係る奨学金の貸与を受けようとするものである場合にあっては、連帯保証人と連署した奨学金貸与継続申請書（別記様式第2号）に前項各号に掲げる書類を添えて、奨学金の貸与を受けようとする年度の4月末日までに教育委員会に提出しなければならない。

3 連帯保証人は、申請者の保護者等（条例第2条第2号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）でなければならない。

（貸与の決定等）

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学資金の貸与をすることを決定したときにおいてはその旨を奨学資金貸与決定通知書（別記様式第3号）により、奨学資金の貸与をしないことを決定したときにおいてはその旨を奨学資金貸与不承認決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（貸与の方法）

第5条 奨学金は、毎年4月または5月に4月分から8月分までを、9月に9月分から12月分までを、1月に1月分から3月分までを貸与す

る。

- 2 入学資金は、入学した年における最初の奨学金の貸与と併せて貸与する。

第6条および第6条の2 省略

(借用証書の提出)

第7条 奨学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学資金の総額(以下「借用金額」という。)について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書(別記様式第6号)を直ちに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 高等学校等を卒業したとき。
- (2) 条例第7条の規定により奨学金の貸与が打ち切られたとき。

- 2 教育委員会は、奨学資金の貸与を受けた者が前項に規定する借用証書を提出しないときは、借用金額を一括して返還するよう請求することができる。

(返還)

る。

- 2 入学資金は、入学した年における最初の奨学金の貸与と併せて貸与する。

- 3 電子計算機購入資金は、前条の規定による貸与の決定の通知後、速やかに貸与する。

第6条および第6条の2 省略

(借用証書の提出)

第7条 奨学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた奨学資金の総額(以下「借用金額」という。)について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書(別記様式第6号)を直ちに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 高等学校等を卒業したとき。
- (2) 奨学生(条例第6条に規定する奨学生をいう。第14条において同じ。)にあっては、条例第7条の規定により奨学金の貸与が打ち切られたとき。

- (3) 電子計算機購入資金のみの貸与を受けた者にあっては、条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

- 2 教育委員会は、奨学資金の貸与を受けた者が前項に規定する借用証書を提出しないときは、借用金額を一括して返還するよう請求することができる。

(返還)

第8条 奨学資金の返還は、月賦、半年賦または年賦の均等返還によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

2 奨学資金の返還期日は、次の各号の返還の方法の区分に応じ、当該各号に定める日(その日が金融機関の休業日に当たる場合にあつては、翌営業日)とする。

- (1) 月賦 返還期間の毎月末日
- (2) 半年賦 返還期間の毎年7月末日および11月末日
- (3) 年賦 返還期間の毎年11月末日

3 割賦の最終回以外の各回の返還期日における返還金額(以下「基本返還金額」という。)にあつては、借用金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額)とし、最終回における返還金額は、基本返還金額に返還回数から1を減じた数を乗じて得た金額を借用金額から減じた金額とする。ただし、返還回数が1回の場合は、借用金額とする。

4 および5 省略

(猶予の申請)

第9条から第13条まで 省略

第14条 奨学生(条例第6条に規定する奨学生をいう。) または奨学資金の貸与を受けた者(以下「奨学生等」という。)は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て

第8条 奨学資金の返還は、月賦、半年賦または年賦の均等返還によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

2 奨学資金の返還期日は、次の各号の返還の方法の区分に応じ、当該各号に定める日(その日が金融機関の休業日に当たる場合にあつては、翌営業日)とする。

- (1) 月賦 返還期間の毎月末日
- (2) 半年賦 返還期間の毎年7月末日および11月末日
- (3) 年賦 返還期間の毎年11月末日

3 割賦の最終回以外の各回の返還期日における返還金額(以下「基本返還金額」という。)にあつては、借用金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額とし、その金額が1,000円未満のときは、1,000円とする。)とし、最終回における返還金額は、基本返還金額に返還回数から1を減じた数を乗じて得た金額を借用金額から減じた金額とする。ただし、返還回数が1回の場合は、借用金額とする。

4 および5 省略

(猶予の申請)

第9条から第13条まで 省略

第14条 奨学生または奨学資金の貸与を受けた者(以下「奨学生等」という。)は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立てなければならない。

なければならない。

第15条および第16条 省略

付則 省略

第15条および第16条 省略

付則 省略

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

旧		新	
別記様式第1号(第3条関係)		別記様式第1号(第3条関係)	
<p style="text-align: center;"><u>奨学資金貸与申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 滋賀県教育委員会 滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号)および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則(平成14年滋賀県教育委員会規則第5号)ならびに誓約事項の規定を守り、奨学資金の貸与を受けたいので申請します。</p>		<p style="text-align: center;"><u>奨学金および入学資金貸与申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 滋賀県教育委員会 滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号)および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則(平成14年滋賀県教育委員会規則第5号)ならびに誓約事項の規定を守り、奨学金および入学資金の貸与を受けたいので申請します。</p>	
申請者自筆	ふりがな		電話(自宅) - -
	申請者氏名	㊟	電話(携帯) - -
	住 所	〒 -	
保護者自筆	ふりがな		電話(自宅) - -
	保護者氏名 (親権者または未成年後見人)	実印	電話(携帯) - -
	住 所	〒 -	申請者との関係
連帯保証人自筆	ふりがな		電話(自宅) - -
	連帯保証人氏名	実印	電話(携帯) - -
	住 所	〒 -	申請者との関係
申請者自筆	他の奨学金等の貸与または給付の有無	※ 有 ・ 無 (有の場合、奨学金等の名称を記入すること。)	
	入 学 資 金	貸与希望	※ 有 ・ 無
		私立加算	※ 加算を希望する ・ 加算を希望しない 加算希望額 (円)
	通 学 区 分	※ 自 宅 ・ 自宅外	
学 校 記 入	本校に在籍する上記の申請者は、学習意欲があり、かつ、学資の支弁が困難でありますので、滋賀県奨学資金の貸与を受ける者として適当と認めます。		
	年 月 日	(学校名) (学校長名)	㊟
	申請者入学等年月	年 月 ※入学・転学・編入学	申請者卒業予定年月
	申請者課程(高等学校のみ記入)	※全日制・定時制・通信制	入学金の額
		年 月	申請者学年
			年
			円
			円

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

旧	新																																								
<p>申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学資金については、指定期日までに必ず返還することを誓約します。</p> <p>1 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないときは、貸与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。</p> <p>2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。</p> <p>3 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。</p> <p>4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。</p> <p>5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとすることについて、異議はありません。</p> <p>※印刷欄は、該当項目を○で囲んでください。</p> <p>1 連帯保証人は、申請者の保護者等とします。また、保護者（親権者または未成年後見人）と連帯保証人が同一であっても「保護者」の欄と「連帯保証人」の欄の両方に署名、押印してください。</p> <p>2 保護者および連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。</p> <p>3 入学資金は、1年生の4月の申請に限り貸与を受けることができます。入学資金の貸与を希望する場合は、貸与希望の欄の「有」を○で囲んでください。1年生の4月末日を過ぎますと、入学資金の貸与はできません。</p> <p>4 入学資金の基本額は50,000円です。基本額については、国公立、私立ともに同額です。</p> <p>5 入学資金の私立加算の欄については、私立の高等学校等に入学された方のみ記入してください。入学資金の私立加算は、入学された高等学校等の入学金の額の範囲内（入学金が150,000円を超えるときは、150,000円を限度とします。）で希望する額を記入してください。</p> <p>6 入学資金の「私立加算」の欄については、入学先の入学金の範囲内で希望する額を記入してください。</p> <p>制度の概要は以下のとおりです。（滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の改正で、内容が変更されることがあります。）</p> <p>○奨学資金の貸付額</p> <table border="1" data-bbox="313 758 1019 845"> <tr> <th>区分</th> <th>国公立</th> <th>自宅</th> <th>自宅外</th> </tr> <tr> <td>奨学金（月額）</td> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私立</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>入学資金（入学した年の4月中の申請のみ）</td> <td>基本額 50,000円（国公立、私立同一）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私立加算</td> <td>入学金相当額（ただし、限度額150,000円）</td> <td></td> </tr> </table> <p>○貸与の期間 この申請により、翌月（4月中に申請があった場合は当月）から申請時の年度分の奨学資金をお借りいただくことができます。奨学金は、高等学校等における修業年限まで貸与を受けることができますが、毎年度、貸与申請をしていただく必要があります。入学資金の貸与は、高等学校等に入学した年の4月中の申請に限り申請します。</p> <p>○貸与の打ち切り 以下のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸与を打ち切ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。 ・奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。 ・その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。 <p>○奨学資金借用証書の提出 高等学校等を卒業したときまたは奨学金の貸与が打ち切られたときは、借入金額について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証書を提出しない場合は、借入金額を一括して返還するよう請求します。</p> <p>○返還期間 貸与を受けた奨学資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した日または奨学金の貸与の打ち切りがあった日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦は返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。</p> <p>○返還金額の算定 返還金額は、基本返還金額（最終回を除く。）と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2により算出します。</p> <p>1 基本返還金額 借入金額を返還回数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額）</p> <p>2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額（ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借入金額を最終回の返還金額とします。） 〔借入金額 - （基本返還金額 × 〔返還回数 - 1〕）〕</p> <p>○利息 利息は、無利息とします。</p> <p>○返還を遅滞した場合 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払わなければならないとします。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求します。</p>	区分	国公立	自宅	自宅外	奨学金（月額）	18,000円	23,000円	23,000円		私立	30,000円	35,000円	入学資金（入学した年の4月中の申請のみ）	基本額 50,000円（国公立、私立同一）				私立加算	入学金相当額（ただし、限度額150,000円）		<p>申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学資金については、指定期日までに必ず返還することを誓約します。</p> <p>1 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないときは、貸与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。</p> <p>2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。</p> <p>3 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。</p> <p>4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。</p> <p>5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとすることについて、異議はありません。</p> <p>※印刷欄は、該当項目を○で囲んでください。</p> <p>1 連帯保証人は、申請者の保護者等とします。また、保護者（親権者または未成年後見人）と連帯保証人が同一であっても「保護者」の欄と「連帯保証人」の欄の両方に署名、押印してください。</p> <p>2 保護者および連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。</p> <p>3 入学資金は、1年生の4月の申請に限り貸与を受けることができます。入学資金の貸与を希望する場合は、貸与希望の欄の「有」を○で囲んでください。1年生の4月末日を過ぎますと、入学資金の貸与はできません。</p> <p>4 入学資金の基本額は50,000円です。基本額については、国公立、私立ともに同額です。</p> <p>5 入学資金の私立加算の欄については、私立の高等学校等に入学された方のみ記入してください。入学資金の私立加算は、入学された高等学校等の入学金の額の範囲内（入学金が150,000円を超えるときは、150,000円を限度とします。）で希望する額を記入してください。</p> <p>6 入学資金の「私立加算」の欄については、入学先の入学金の範囲内で希望する額を記入してください。</p> <p>制度の概要は以下のとおりです。（滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の改正で、内容が変更されることがあります。）</p> <p>○奨学金と入学資金の貸付額</p> <table border="1" data-bbox="1198 758 1904 845"> <tr> <th>区分</th> <th>国公立</th> <th>自宅</th> <th>自宅外</th> </tr> <tr> <td>奨学金（月額）</td> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私立</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>入学資金（入学した年の4月中の申請のみ）</td> <td>基本額 50,000円（国公立、私立同一）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私立加算</td> <td>入学金相当額（ただし、限度額150,000円）</td> <td></td> </tr> </table> <p>○貸与の期間 この申請により、翌月（4月中に申請があった場合は当月）から申請時の年度分の奨学資金をお借りいただくことができます。奨学金は、高等学校等における修業年限まで貸与を受けることができますが、毎年度、貸与申請をしていただく必要があります。入学資金の貸与は、高等学校等に入学した年の4月中の申請に限り申請します。</p> <p>○貸与の打ち切り 以下のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸与を打ち切ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。 ・奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。 ・その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。 <p>○奨学資金借用証書の提出 高等学校等を卒業したときまたは奨学金の貸与が打ち切られたときは、借入金額について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証書を提出しない場合は、借入金額を一括して返還するよう請求します。</p> <p>○返還期間 貸与を受けた奨学資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した日または奨学金の貸与の打ち切りがあった日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦は返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。</p> <p>○返還金額の算定 返還金額は、基本返還金額（最終回を除く。）と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2により算出します。</p> <p>1 基本返還金額 借入金額を返還回数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは1,000円とします。）</p> <p>2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額（ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借入金額を最終回の返還金額とします。） 〔借入金額 - （基本返還金額 × 〔返還回数 - 1〕）〕</p> <p>○利息 利息は、無利息とします。</p> <p>○返還を遅滞した場合 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払わなければならないとします。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求します。</p>	区分	国公立	自宅	自宅外	奨学金（月額）	18,000円	23,000円	23,000円		私立	30,000円	35,000円	入学資金（入学した年の4月中の申請のみ）	基本額 50,000円（国公立、私立同一）				私立加算	入学金相当額（ただし、限度額150,000円）	
区分	国公立	自宅	自宅外																																						
奨学金（月額）	18,000円	23,000円	23,000円																																						
	私立	30,000円	35,000円																																						
入学資金（入学した年の4月中の申請のみ）	基本額 50,000円（国公立、私立同一）																																								
	私立加算	入学金相当額（ただし、限度額150,000円）																																							
区分	国公立	自宅	自宅外																																						
奨学金（月額）	18,000円	23,000円	23,000円																																						
	私立	30,000円	35,000円																																						
入学資金（入学した年の4月中の申請のみ）	基本額 50,000円（国公立、私立同一）																																								
	私立加算	入学金相当額（ただし、限度額150,000円）																																							
<p>注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。</p>	<p>注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。</p>																																								

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

新										旧														
様式第1号の2 (第3条関係)										様式第1号の2 (第3条関係)														
世帯状況確認書										世帯状況確認書														
世帯の状況										世帯の状況														
氏名 (漢字)	性別	続柄	就労または就学(修学)の状況	収入状況			収入状況			氏名 (漢字)	性別	続柄	就労または就学(修学)の状況	収入状況			収入状況							
				給与収入 円	事業収入 円	年金収入 円	その他の収入 円	給与収入 円	事業収入 円					年金収入 円	その他の収入 円									
①	() 歳	本人																						
②	() 歳																							
③	() 歳																							
④	() 歳																							
⑤	() 歳																							
⑥	() 歳																							
⑦	() 歳																							
⑧	() 歳																							
特記事項	種別 母子父子世帯 障害者 15歳未満の人数			対本人数等 ※ 該当 ・ 非該当 人			その他 小中学生の人数 住宅の状況 (賃貸のみ)			状況 小学生 冬・中学生 冬 ※ 借家 ・ 借間 ・ 借地 賃料月額 円			種別 母子父子世帯 障害者 15歳未満の人数			対本人数等 ※ 該当 ・ 非該当 人			その他 小中学生の人数 住宅の状況 (賃貸のみ)			状況 小学生 冬・中学生 冬 ※ 借家 ・ 借間 ・ 借地 賃料月額 円		
注	1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。 2 申請時点における世帯の状況を記入してください。 3 「就労または就学(修学)の状況」欄は就労している場合は「就労」と、就労していない場合は「非就労」と、就学(修学)している場合は「就学(修学)している」と、就学(修学)していない場合は「就学(修学)していない」と記入してください。 4 収入の状況の金額欄は、申請をしようとする年の前年の額を記入してください。 5 9人以上の家族で本欄式に世帯の全員を書ききれない場合は、本欄式を複数枚使い、書ききれない箇所のみ2枚目以降に記入してください。 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4号とします。																							

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

旧		新									
様式第2号（第3条関係）		様式第2号（第3条関係）									
<p style="text-align: center;">奨学金貸与継続申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 滋賀県教育委員会 滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則（平成14年滋賀県教育委員会規則第5号）ならびに誓約事項の規定を守り、奨学金の貸与を継続して受けたいので申請します。</p>		<p style="text-align: center;">奨学金貸与継続申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 滋賀県教育委員会 滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則（平成14年滋賀県教育委員会規則第5号）ならびに誓約事項の規定を守り、奨学金の貸与を継続して受けたいので申請します。</p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">県教委使用欄</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年第</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">号</td> </tr> </table>			県教委使用欄	年第	号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">県教委使用欄</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">年第</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">号</td> </tr> </table>			県教委使用欄	年第	号
	県教委使用欄	年第	号								
	県教委使用欄	年第	号								
申請者自筆	ふりがな		電話（自宅）	- -							
	申請者氏名	㊟	電話（携帯）	- -							
	住 所	〒 -									
筆	他の奨学金等の貸与または給付の有無	※ 有 ・ 無	有の場合、奨学金等の名称を記入すること。								
保護者自筆	ふりがな		電話（自宅）	- -							
	保護者氏名 (親権者または未成年後見人)	実印	電話（携帯）	- -							
	住 所	〒 -		申請者との関係							
連帯保証人自筆	ふりがな		電話（自宅）	- -							
	連帯保証人氏名	実印	電話（携帯）	- -							
	住 所	〒 -		申請者との関係							
学校記入	本校に在籍する上記の申請者は、学習意欲があり、かつ、学資の支弁が困難でありますので、滋賀県奨学資金の貸与を受ける者として適当と認めます。										
	年 月 日		(学校名) (学校長名) ㊟								
注意事項	※ 申請者の状況（4月1日現在の状況を記入してください。） ア ()年生へ進級した イ 留年した ウ 休学中 エ 停学中 オ その他 ()		申請者の学年（4月1日現在） 年								
	<p>1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。</p> <p>2 連帯保証人は、申請者の保護者等とします。また、保護者（親権者または未成年後見人）と連帯保証人が同一であっても「保護者」の欄と「連帯保証人」の欄の両方に署名、押印してください。</p> <p>3 保護者および連帯保証人の戸籍登録証明書を添付してください。</p> <p>4 この申請書は、継続を希望する年の4月末日までに必ず提出してください。</p>										
		<p>本校に在籍する上記の申請者は、学習意欲があり、かつ、学資の支弁が困難でありますので、滋賀県奨学資金の貸与を受ける者として適当と認めます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(学校名) (学校長名) ㊟</p> <p>※ 申請者の状況（4月1日現在の状況を記入してください。） ア ()年生へ進級した イ 留年した ウ 休学中 エ 停学中 オ その他 ()</p> <p>申請者の学年（4月1日現在） 年</p> <p>1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。</p> <p>2 連帯保証人は、申請者の保護者等とします。また、保護者（親権者または未成年後見人）と連帯保証人が同一であっても「保護者」の欄と「連帯保証人」の欄の両方に署名、押印してください。</p> <p>3 保護者および連帯保証人の戸籍登録証明書を添付してください。</p> <p>4 この申請書は、継続を希望する年の4月末日までに必ず提出してください。</p>									

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

旧		新																																							
誓約事項	<p>申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学資金については、指定期日までに必ず返還することを誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないときは、貸与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。 3 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。 4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとするについて、異議はありません。 	<p>申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学資金については、指定期日までに必ず返還することを誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないときは、貸与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。 3 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。 4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとするについて、異議はありません。 																																							
	<p>制度の概要は以下のとおりです。(滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の改正で、内容が変更されることがあります。)</p> <p>○奨学資金の貸付額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国公立</th> <th>自宅</th> <th>自宅外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奨学資金(月額)</td> <td>18,000円</td> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私立</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>入学資金(1年生の4月の申請のみ)</td> <td>基本額</td> <td>50,000円(国公立、私立同一)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私立加算</td> <td>入学資金相当額(ただし、限度額150,000円)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○貸与の期間 この申請により、申請時の年度分の奨学資金をお借りいただくことができます。奨学金は、高等学校等における修業年限まで貸与を受けることができますが、毎年度、貸与申請をしていただく必要があります。</p> <p>○貸与の打ち切り 以下のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸与を打ち切ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。 ・ 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。 ・ その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。 <p>○奨学資金借用証書の提出 高等学校等を卒業したときまたは奨学金の貸与が打ち切られたときは、借用金額について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証書を提出しない場合は、借用金額を一括して返還するよう請求します。</p> <p>○返還期間 貸与を受けた奨学資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した日または奨学金の貸与の打ち切りがあった日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦は返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。</p> <p>○返還金額の算定 返還金額は、基本返還金額(最終回を除く。)と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2により算出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本返還金額 借用金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額) 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を最終回の返還金額とします。) $[\text{借用金額}] - \{([\text{基本返還金額}] \times ([\text{返還回数}] - 1))\}$ <p>○利息 利息は、無利息とします。</p> <p>○返還を滞りした場合 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求します。</p>		区分	国公立	自宅	自宅外	奨学資金(月額)	18,000円	18,000円	23,000円		私立	30,000円	35,000円	入学資金(1年生の4月の申請のみ)	基本額	50,000円(国公立、私立同一)			私立加算	入学資金相当額(ただし、限度額150,000円)		<p>制度の概要は以下のとおりです。(滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の改正で、内容が変更されることがあります。)</p> <p>○奨学資金と入学資金の貸付額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国公立</th> <th>自宅</th> <th>自宅外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奨学資金(月額)</td> <td>18,000円</td> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私立</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>入学資金(1年生の4月の申請のみ)</td> <td>基本額</td> <td>50,000円(国公立、私立同一)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私立加算</td> <td>入学資金相当額(ただし、限度額150,000円)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○貸与の期間 この申請により、申請時の年度分の奨学資金をお借りいただくことができます。奨学金は、高等学校等における修業年限まで貸与を受けることができますが、毎年度、貸与申請をしていただく必要があります。</p> <p>○貸与の打ち切り 以下のいずれかに該当する場合は、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸与を打ち切ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。 ・ 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。 ・ その他奨学金を貸与することが適当でないと認められるとき。 <p>○奨学資金借用証書の提出 高等学校等を卒業したときまたは奨学金の貸与が打ち切られたときは、借用金額について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証書を提出しない場合は、借用金額を一括して返還するよう請求します。</p> <p>○返還期間 貸与を受けた奨学資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した日または奨学金の貸与の打ち切りがあった日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦は返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。</p> <p>○返還金額の算定 返還金額は、基本返還金額(最終回を除く。)と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2により算出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本返還金額 借用金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは1,000円とします。) 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を最終回の返還金額とします。) $[\text{借用金額}] - \{([\text{基本返還金額}] \times ([\text{返還回数}] - 1))\}$ <p>○利息 利息は、無利息とします。</p> <p>○返還を滞りした場合 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求します。</p>	区分	国公立	自宅	自宅外	奨学資金(月額)	18,000円	18,000円	23,000円		私立	30,000円	35,000円	入学資金(1年生の4月の申請のみ)	基本額	50,000円(国公立、私立同一)			私立加算
区分	国公立	自宅	自宅外																																						
奨学資金(月額)	18,000円	18,000円	23,000円																																						
	私立	30,000円	35,000円																																						
入学資金(1年生の4月の申請のみ)	基本額	50,000円(国公立、私立同一)																																							
	私立加算	入学資金相当額(ただし、限度額150,000円)																																							
区分	国公立	自宅	自宅外																																						
奨学資金(月額)	18,000円	18,000円	23,000円																																						
	私立	30,000円	35,000円																																						
入学資金(1年生の4月の申請のみ)	基本額	50,000円(国公立、私立同一)																																							
	私立加算	入学資金相当額(ただし、限度額150,000円)																																							
制		制																																							
度		度																																							
の		の																																							
概		概																																							
要		要																																							

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

旧	新																																																				
	<p>様式第2号の2 (第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">電子計算機購入資金貸与申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 滋賀県教育委員会 滋賀県奨学資金貸与条例 (平成14年滋賀県条例第26号) および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則 (平成14年滋賀県教育委員会規則第5号) ならびに誓約事項の規定を守り、電子計算機購入資金の貸与を受けたいので申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">県教委使用欄</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">年 第</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申請者自筆</td> <td>ふりがな</td> <td></td> <td>電話 (自宅) — —</td> </tr> <tr> <td>申請者氏名</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> <td>電話 (携帯) — —</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒 —</td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の奨学金等の貸与または給付の有無</td> <td>※ 有 ・ 無</td> <td>有の場合、奨学金等の名称を記入すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保護者自筆</td> <td>ふりがな</td> <td></td> <td>電話 (自宅) — —</td> </tr> <tr> <td>保護者氏名 (親権者または未成年後見人)</td> <td style="text-align: center;">実印</td> <td>電話 (携帯) — —</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒 —</td> <td>申請者との関係</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">連帯保証人自筆</td> <td>ふりがな</td> <td></td> <td>電話 (自宅) — —</td> </tr> <tr> <td>連帯保証人氏名</td> <td style="text-align: center;">実印</td> <td>電話 (携帯) — —</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒 —</td> <td>申請者との関係</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申請者自筆</td> <td>電子計算機購入資金</td> <td>貸与希望額</td> <td>円 (上限150,000円 1,000円未満は切り上げる)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">学校記入</td> <td colspan="3"> 本校に在籍する上記の申請者は、学習意欲があり、かつ、学資の支弁が困難でありますので、滋賀県奨学資金の貸与を受ける者として適当と認めます。 年 月 日 (学校名) (学校長名) ㊟ </td> </tr> <tr> <td>電子計算機機種名</td> <td>※ 学校推奨機種・推奨機種以外</td> <td>電子計算機金額 円 (1,000円未満は切り上げる)</td> </tr> <tr> <td>申請者入学等年月</td> <td>年 月 ※入学・転学・編入学</td> <td>申請者卒業予定年月</td> <td>年 月 申請者学年 年</td> </tr> </table>		県教委使用欄	年 第	号	申請者自筆	ふりがな		電話 (自宅) — —	申請者氏名	㊟	電話 (携帯) — —	住 所	〒 —		他の奨学金等の貸与または給付の有無	※ 有 ・ 無	有の場合、奨学金等の名称を記入すること。	保護者自筆	ふりがな		電話 (自宅) — —	保護者氏名 (親権者または未成年後見人)	実印	電話 (携帯) — —	住 所	〒 —	申請者との関係	連帯保証人自筆	ふりがな		電話 (自宅) — —	連帯保証人氏名	実印	電話 (携帯) — —	住 所	〒 —	申請者との関係	申請者自筆	電子計算機購入資金	貸与希望額	円 (上限150,000円 1,000円未満は切り上げる)	学校記入	本校に在籍する上記の申請者は、学習意欲があり、かつ、学資の支弁が困難でありますので、滋賀県奨学資金の貸与を受ける者として適当と認めます。 年 月 日 (学校名) (学校長名) ㊟			電子計算機機種名	※ 学校推奨機種・推奨機種以外	電子計算機金額 円 (1,000円未満は切り上げる)	申請者入学等年月	年 月 ※入学・転学・編入学	申請者卒業予定年月	年 月 申請者学年 年
	県教委使用欄	年 第	号																																																		
申請者自筆	ふりがな		電話 (自宅) — —																																																		
	申請者氏名	㊟	電話 (携帯) — —																																																		
	住 所	〒 —																																																			
	他の奨学金等の貸与または給付の有無	※ 有 ・ 無	有の場合、奨学金等の名称を記入すること。																																																		
保護者自筆	ふりがな		電話 (自宅) — —																																																		
	保護者氏名 (親権者または未成年後見人)	実印	電話 (携帯) — —																																																		
	住 所	〒 —	申請者との関係																																																		
連帯保証人自筆	ふりがな		電話 (自宅) — —																																																		
	連帯保証人氏名	実印	電話 (携帯) — —																																																		
	住 所	〒 —	申請者との関係																																																		
申請者自筆	電子計算機購入資金	貸与希望額	円 (上限150,000円 1,000円未満は切り上げる)																																																		
学校記入	本校に在籍する上記の申請者は、学習意欲があり、かつ、学資の支弁が困難でありますので、滋賀県奨学資金の貸与を受ける者として適当と認めます。 年 月 日 (学校名) (学校長名) ㊟																																																				
	電子計算機機種名	※ 学校推奨機種・推奨機種以外	電子計算機金額 円 (1,000円未満は切り上げる)																																																		
	申請者入学等年月	年 月 ※入学・転学・編入学	申請者卒業予定年月	年 月 申請者学年 年																																																	

	<p>申請者が奨学金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学金貸与条例および滋賀県奨学金貸与条例施行規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学金については、指定期日までに必ず返還することを誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県奨学金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学金借用証書を提出しないときは、貸与を受けた奨学金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。 2 奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。 3 奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。 4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。 5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとするについて、異議はありません。 		
	<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。 2 連帯保証人は、申請者の保護者等とします。また、保護者（親権者または未成年後見人）と連帯保証人が同一であっても「保護者」の欄と「連帯保証人」の欄の両方に署名、押印してください。 3 保護者および連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。 4 電子計算機購入資金の貸与の額は、在学する高等学校等の推奨する電子計算機の購入等に要する費用に相当する額（上限150,000円）とします。 5 電子計算機購入資金の貸与は、1回に限るものとします。 		
	<p>制度の概要は以下のとおりです。（滋賀県奨学金貸与条例および滋賀県奨学金貸与条例施行規則の改正で、内容が変更されることがあります。）</p> <p>○電子計算機購入資金の貸付額</p> <table border="1" data-bbox="1182 730 1926 791"> <tr> <td>電子計算機購入資金</td> <td>電子計算機の購入等に要する費用相当額（ただし、限度額150,000円）</td> </tr> </table> <p>○奨学金借用証書の提出 高等学校等を卒業するなど条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、借入金額について、連帯保証人と連署した奨学金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学金借用証書を提出しない場合は、借入金額を一括して返還するよう請求します。</p> <p>○返還期間 貸与を受けた電子計算機購入資金は、提出いただいた奨学金借用証書で、高等学校等を卒業した日など条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至った日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦は返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。</p> <p>○返還金額の算定 返還金額は、基本返還金額（最終回を除く。）と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2により算出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本返還金額 借入金額を返還回数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは1,000円とします。） 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額（ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借入金額を最終回の返還金額とします。） $[\text{借入金額}] - ([\text{基本返還金額}] \times ([\text{返還回数}] - 1))$ <p>○利息 利息は、無利息とします。</p> <p>○返還を滞った場合 奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。また、奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求します。</p> <p>注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。</p>	電子計算機購入資金	電子計算機の購入等に要する費用相当額（ただし、限度額150,000円）
電子計算機購入資金	電子計算機の購入等に要する費用相当額（ただし、限度額150,000円）		

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

旧	新																								
<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">奨学資金貸与決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">滋賀県教育委員会 印</p> <p>年 月 日付けで申請のありました奨学資金を次のとおり貸与することに決定しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">決 定 番 号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 第 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">貸 与 金 額</td> <td style="width: 15%;">奨 学 金</td> <td style="width: 60%;">月 額 円</td> </tr> <tr> <td>入 学 資 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>奨 学 金 貸 与 期 間</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 から 年 月 まで</td> </tr> </table>	決 定 番 号	年 第 号		貸 与 金 額	奨 学 金	月 額 円	入 学 資 金	円	奨 学 金 貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで		<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">奨学資金貸与決定通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">滋賀県教育委員会 印</p> <p>年 月 日付けで申請のありました奨学資金を次のとおり貸与することに決定しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">決 定 番 号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 第 号</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">貸 与 金 額</td> <td style="width: 15%;">奨 学 金</td> <td style="width: 60%;">月 額 円</td> </tr> <tr> <td>入 学 資 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>電 子 計 算 機 購 入 資 金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>奨 学 金 貸 与 期 間</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 から 年 月 まで</td> </tr> </table>	決 定 番 号	年 第 号		貸 与 金 額	奨 学 金	月 額 円	入 学 資 金	円	電 子 計 算 機 購 入 資 金	円	奨 学 金 貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで	
決 定 番 号	年 第 号																								
貸 与 金 額	奨 学 金	月 額 円																							
	入 学 資 金	円																							
奨 学 金 貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで																								
決 定 番 号	年 第 号																								
貸 与 金 額	奨 学 金	月 額 円																							
	入 学 資 金	円																							
	電 子 計 算 機 購 入 資 金	円																							
奨 学 金 貸 与 期 間	年 月 から 年 月 まで																								

滋賀県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

旧	新																
<p>様式第6号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">奨学資金借用証書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 滋賀県教育委員会</p> <p>決定番号 年 第 号</p> <p>住所 奨学資金の氏名 貸与を受けた者 電話(自宅) — — 電話(携帯) — —</p> <p>住所 保護者氏名 (親権者または) 実印 (未成年後見人) 電話(自宅) — — 電話(携帯) — —</p> <p>住所 連帯保証人氏名 実印 電話(自宅) — — 電話(携帯) — —</p> <p>(注意事項) ※署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自署、押印してください。 ※保護者、連帯保証人の押印は、実印を用いるとともに、印鑑登録証明書を送付してください。 ※印鑑登録証明書は提出の日の前3箇月以内に発行されたものを添付してください。</p> <p>滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号)および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則(平成14年滋賀県教育委員会規則第5号)の規定により次のとおり奨学資金を借用しました。借用した奨学資金については、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定ならびに下記の誓約事項を守り、納期限までに必ず返還することを誓約します。</p> <p>(誓約事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、下記の返還期間および返還方法にかかわらず、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。 3 連帯保証人は奨学資金の貸与を受けた者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。 4 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとする。ことに、異議はありません。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 借入金額</td> <td style="text-align: center;">金 円</td> </tr> <tr> <td>2 返還期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 から 令和 年 月 まで ※返還期間は、10年以内で希望する期間とします。</td> </tr> <tr> <td>3 返還方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・月 賦 (納期限は返還期間の毎月末日) ・半年賦 (納期限は返還期間の毎年7月末日と11月末日) ・年 賦 (納期限は返還期間の毎年11月末日) ※希望する返還方法を○で囲んでください。 </td> </tr> <tr> <td>4 各回の返還金額</td> <td> 1 基本返還金額(最終回を除く。) 借入金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額) 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借入金額を最終回の返還金額とします。) 【借入金額】÷〔(基本返還金額)×(返還回数-1)〕 </td> </tr> </table> <p>備考欄：上記の返還期間と返還方法から各回の返還金額を御自身で計算して記入してください。</p> <p>私の奨学資金の返還回数は① 回で、基本返還金額は② 円、 最終回の返還金額は③ 円になります。</p> <p>計算いただいた①、②、③の数字をもとに以下のとおりで間違いがないか確認してください。 【借入金額】= ② × (① - 1) + ③</p>	1 借入金額	金 円	2 返還期間	年 月 から 令和 年 月 まで ※返還期間は、10年以内で希望する期間とします。	3 返還方法	<ul style="list-style-type: none"> ・月 賦 (納期限は返還期間の毎月末日) ・半年賦 (納期限は返還期間の毎年7月末日と11月末日) ・年 賦 (納期限は返還期間の毎年11月末日) ※希望する返還方法を○で囲んでください。	4 各回の返還金額	1 基本返還金額(最終回を除く。) 借入金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額) 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借入金額を最終回の返還金額とします。) 【借入金額】÷〔(基本返還金額)×(返還回数-1)〕	<p>様式第6号(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">奨学資金借用証書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 滋賀県教育委員会</p> <p>決定番号 年 第 号</p> <p>住所 奨学資金の氏名 貸与を受けた者 電話(自宅) — — 電話(携帯) — —</p> <p>住所 保護者氏名 (親権者または) 実印 (未成年後見人) 電話(自宅) — — 電話(携帯) — —</p> <p>住所 連帯保証人氏名 実印 電話(自宅) — — 電話(携帯) — —</p> <p>(注意事項) ※署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自署、押印してください。 ※保護者、連帯保証人の押印は、実印を用いるとともに、印鑑登録証明書を送付してください。 ※印鑑登録証明書は提出の日の前3箇月以内に発行されたものを添付してください。</p> <p>滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号)および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則(平成14年滋賀県教育委員会規則第5号)の規定により次のとおり奨学資金を借用しました。借用した奨学資金については、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定ならびに下記の誓約事項を守り、納期限までに必ず返還することを誓約します。</p> <p>(誓約事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。 2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、下記の返還期間および返還方法にかかわらず、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。 3 連帯保証人は奨学資金の貸与を受けた者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。 4 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとする。ことに、異議はありません。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">1 借入金額</td> <td style="text-align: center;">金 円</td> </tr> <tr> <td>2 返還期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 から 令和 年 月 まで ※返還期間は、10年以内で希望する期間とします。</td> </tr> <tr> <td>3 返還方法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・月 賦 (納期限は返還期間の毎月末日) ・半年賦 (納期限は返還期間の毎年7月末日と11月末日) ・年 賦 (納期限は返還期間の毎年11月末日) ※希望する返還方法を○で囲んでください。 </td> </tr> <tr> <td>4 各回の返還金額</td> <td> 1 基本返還金額(最終回を除く。) 借入金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは1,000円とします。) 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借入金額を最終回の返還金額とします。) 【借入金額】÷〔(基本返還金額)×(返還回数-1)〕 </td> </tr> </table> <p>備考欄：上記の返還期間と返還方法から各回の返還金額を御自身で計算して記入してください。</p> <p>私の奨学資金の返還回数は① 回で、基本返還金額は② 円、 最終回の返還金額は③ 円になります。</p> <p>計算いただいた①、②、③の数字をもとに以下のとおりで間違いがないか確認してください。 【借入金額】= ② × (① - 1) + ③</p>	1 借入金額	金 円	2 返還期間	年 月 から 令和 年 月 まで ※返還期間は、10年以内で希望する期間とします。	3 返還方法	<ul style="list-style-type: none"> ・月 賦 (納期限は返還期間の毎月末日) ・半年賦 (納期限は返還期間の毎年7月末日と11月末日) ・年 賦 (納期限は返還期間の毎年11月末日) ※希望する返還方法を○で囲んでください。	4 各回の返還金額	1 基本返還金額(最終回を除く。) 借入金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは1,000円とします。) 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借入金額を最終回の返還金額とします。) 【借入金額】÷〔(基本返還金額)×(返還回数-1)〕
1 借入金額	金 円																
2 返還期間	年 月 から 令和 年 月 まで ※返還期間は、10年以内で希望する期間とします。																
3 返還方法	<ul style="list-style-type: none"> ・月 賦 (納期限は返還期間の毎月末日) ・半年賦 (納期限は返還期間の毎年7月末日と11月末日) ・年 賦 (納期限は返還期間の毎年11月末日) ※希望する返還方法を○で囲んでください。																
4 各回の返還金額	1 基本返還金額(最終回を除く。) 借入金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額) 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借入金額を最終回の返還金額とします。) 【借入金額】÷〔(基本返還金額)×(返還回数-1)〕																
1 借入金額	金 円																
2 返還期間	年 月 から 令和 年 月 まで ※返還期間は、10年以内で希望する期間とします。																
3 返還方法	<ul style="list-style-type: none"> ・月 賦 (納期限は返還期間の毎月末日) ・半年賦 (納期限は返還期間の毎年7月末日と11月末日) ・年 賦 (納期限は返還期間の毎年11月末日) ※希望する返還方法を○で囲んでください。																
4 各回の返還金額	1 基本返還金額(最終回を除く。) 借入金額を返還回数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは1,000円とします。) 2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額(ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借入金額を最終回の返還金額とします。) 【借入金額】÷〔(基本返還金額)×(返還回数-1)〕																